

行政管理局 管理官
(行政通則法担当)
植山 克郎
Katsuro Ueyama

経 歴

- 平成 元年 4月 総務庁採用
同 人事局企画調整課総括係
- 平成 2年 4月 同 行政管理局主査
- 平成 4年 4月 同 長官官房企画課企画第1係長
- 平成 6年 7月 米国留学 (ハーバード大学)
- 平成 8年 7月 総務庁青少年対策本部企画調整課課長補佐
- 平成10年 7月 同 行政管理局副管理官
- 平成12年 8月 同 長官官房企画課課長補佐
- 平成13年 1月 総務省大臣官房企画課課長補佐
- 平成14年 8月 内閣官房個人情報保護担当室室長補佐
- 平成16年 4月 内閣府参事官補佐 (共生社会政策総括担当)
- 平成17年 4月 同 企画官 (共生社会政策総括・国際担当)
- 平成18年 7月 同 賞勲局審査官
- 平成19年 4月 同 参事官 (共生社会政策国際担当)
- 平成20年 4月 福岡大学法学部教授
- 平成22年 4月 総務省行政管理局企画調整課行政手続・制度調査室長
7月 現職

新たな時代の行政サービスのスタンダードへ

PROJECT



行政不服審査制度をもっと公正で使いやすく

行政庁が個別具体的に国民の権利義務を直接に規律するため、行政処分(たとえば、営業の許可や違法建築物の除却命令)をすることがありますが、役所としてよく検討した結果ではあっても、事実関係に間違いがあったり判断が誤っていた原案ということも、あり得ないわけではありません。こうした行政処分に対して国民の側に不服がある場合、どのような方法で解決することができるか。訴訟を起し裁判所の判決で決着させることも一つの方法ですが、解決までにかかる時間やコストを抑えつつ、同時に行政の自己反省を促す方法として、行政不服審査制度があります。総務省行政管理局が所管している行政不服審査法は、この行政上の不服申立てについての一般法です。

総務省では、その見直しに取り組んできましたが、このたび、これまでの検討経緯を踏まえ、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の3つの観点からあらためて検討を行い、昨年6月に「行政不服審査制度の見直し方針」を取りまとめました。現在、この方針に沿って、制度の中心となる行政不服審査法をはじめ、関係する350あまりの法律について改正することにしています。(現行制度や見直しの経緯、具体的な内容については、総務省HPから、>政策 >行政組織・行政運営 >行政手続 >行政不服審査法のページを御覧ください。)

行政不服審査制度

行政不服審査制度は、行政庁の処分に関し国民に広く申立てのみちを開くことにより、①違法・不当な行政の処分によって侵害された国民の権利利益を救済するとともに、②行政が自らの処分を見直すことを通じて行政の適正な運営を確保することを目的とした制度であり、国民から信頼される公正な行政の基盤ともいべき基本的な仕組みです。この制度の中核となっているのが、総務省が所管する行政不服審査法です。大学等で行政法を習った方は、ご覧になったことがあるでしょう。その改正に取り組んでいます。

行政不服審査法は、今から50年前の法律です。当時としては、従来の訴願の仕組みがごく限られた行政分野しか対象としていなかったのを改めて、およそあらゆる分野の処分を対象とする制度にした点をはじめ、画期的な改革でした。しかし、それから更に時代を経て、社会の中で国民と行政の関係のあり方も変化してきましたし、隣接する諸制度も、たとえば平成5年に行政手続法が制定されて処分の事前手続の整備等がなされ、また平成16年には、処分を司法の場で争うルールである行政事件訴訟法が抜本的に改正されています。こうした中で、行政不服審査制度についても、審理手続がより公正になされる仕組みにするなど、時代に即した見直しが必要となっています。

行政全般に共通する仕組みの改善

現在取り組んでいる見直しの中で、審理員の仕組みを例にとってみましょう。
補助金の申請をして、役所というところやとりしたけれど、聞いてもらえず不許可になった。おかしいと思うことがあるので不服を申し立てに行ったら、申請した時

と同じ人が「審理を担当します」と言っていた。まともに見直してくれるのだろうか。

現行の行政不服審査法では、不服申立ての処理を行政庁のどういう職員が担当すべきかについて特に定めてはいません。しかし、処分に関係した職員ではなく、別の者が扱ったほうが、行政内部の自己統制という趣旨にもかかなうより公正な手続になることから、個別法で特例を設けたり、そうでなくてもそのような運用がなされたりしています。分野や官署・部署によって、手続水準にいわば「でこぼこ」がある状態といえましょう。今回の改正では、処分に関係していない職員を「審理員」に指名して「姿の見える存在」にしつつ、この「でこぼこ」の底上げも図っています。行政の幅広い分野にわたって共通的な仕組みを改善していくことにより、それぞれの分野でなされる行政サービスの全体の水準を向上させていくという、地味ではあるけれど着実な働きは、行政不服審査制度に限らず、行政の基本的な制度を数多く所管する総務省ならではの仕事ではないでしょうか。

課題は続く

行政不服審査法の改正は、それだけにとどまりません。関連して、個別の法律で不服審査の手続が定められているものなど、それぞれの法律で定められている手続も、今回の行政不服審査法の改正に合わせて一定以上の水準で行われるよう、現在1900ほどある現行法律(この現行法律をはじめ法令のデータも、総務省行政管理局がインターネット上の「e-Gov」を通じて提供しています)のうち約2割について改正する必要があります。また、直接に条文が改正されたもの以外でも、様々な行政処分に対する不服が、新たな行政不服審査法の定める手続によって解決されていくことになりますから、行政不服審査法の改正は、不服申立ての手続という面から、行政の幅広い分野を変えていくことになりま

す。今後、新しい法律ができてからも、その施行に向けて、運用つまり具体的手続をどのように進めていくかの準備とともに、利用者である国民への周知・情報提供が必要です。また、無事に施行を迎えた後は、新しい制度がどのくらい利用されているか、不都合が出ていないか、より効果的に制度を運用していけないか、と課題は尽きません。

個別の行政分野に直接かかわるよりも着実に、幾多の分野にわたる行政の質を高めていくやり方がある。行政不服審査制度の改革は、総務省のそうした役割の一つにすぎません。国民に信頼される質の高い行政を実現したいという志ある皆さんと一緒に、これからも取り組んでいきたいと思っています。

若手職員の声



行政管理局
行政手続室
南山智浩
(平成23年入省)

行政手続室で経験した業務の一つに、法改正業務があります。行政法の講義等でなじみのある法律かもしれませんが、「行政庁の処分等によって不利益を受けた国民が不服を申し立て、これを行政庁が審査する手続」を定めた行政不服審査法は、制定から50年を経ており、時代に即したものとすべく、法改正の作業が進められてきました。

法改正に向けては、関係者との調整や、条文案・説明資料の作成、内閣法制局の審査対応等、多岐に渡る業務が必要となります。

特に、行政不服審査制度は各府省の所管する多くの法律に関わる制度であり、関係する約350法律を合わせて整備法として改正するため、各府省との連絡調整は非常に重要です。

連絡調整や資料の作成を含め、若手職員であっても多くの業務に主体的に取り組む機会が得られる点や、多くの関係者とともに一つのものを作り上げていくことによる充実感が得られる点は、法改正業務の大きな魅力だと思っています。

また、法改正業務はもちろんですが、行政手続室は国民と行政の関係を規律する制度を所管しており、制度の適正な運用のための日々の業務が全ての国民・行政機関に影響を与えるため、やりがいのある職場であると考えています。



打合せ中の筆者